

佐介第47号
令和2年4月8日

佐倉市指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所 管理者 様

佐倉市福祉部長 丸島 正彦

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議等への
対応方針について（通知）

平素より佐倉市の介護保険事務にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策に努めていただいているところですが、昨日、都市部における急速な拡大を受けて、千葉県を含めた7都府県を対象に、法律に基づく「緊急事態宣言」が発出されました。

そこで、運営基準において開催が義務付けられているサービス担当者会議等について、本市としての対応方針を下記のとおりとします。

なお、本方針の適用期間は新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間とし、終了する際は、改めて通知いたします。

記

1 サービス担当者会議

感染拡大防止を図る観点から、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、電話等での照会により意見を求めることができるものとします。その場合は、利用者に趣旨を説明するとともに、各事業者等への照会内容を記録し、5年間保存することが必要となります。なお、召集により会議を開催する必要がある場合には、参加者には手洗い、マスク着用を呼びかけ、換気を行うなど、感染防止を徹底してください。

2 モニタリング

モニタリングの実施については、感染拡大防止を図る観点から、利用者の状況の把握において電話等による方法を活用し、その経過や内容を記録しておくことで、基準上のモニタリングを実施した取扱いとします。この場合においても、必要と認める場合には、感染防止を徹底したうえで利用者の居宅を訪問することも含めた対応をお願いいたします。

【問い合わせ】

介護保険課 介護給付班（担当：平岡）

電話：043-484-6174

メール：kaigo@city.sakura.lg.jp